

【まもる】 施策 1 自転車に関わる事故を減らすために**取組 1 様々な年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実****概 要**

小中高生及び高齢者など、各年齢層に応じた自転車の安全利用に関する交通安全教室等を開催します。



図 4-26 交通安全教室（幼稚園・中学校）、
交通安全指導（高等学校）、高齢者交通安全講習会、
道の駅でのマナーアップキャンペーンの様子

取組内容

- 幼児と保護者、中学生、高齢者向け交通安全教室の実施
- 幼児などを対象とした交通安全教材の貸し出し



【まもる】 施策 1 自転車に関わる事故を減らすために

取組 2 交通安全の意識向上を図る広報啓発

概要

交通安全意識の向上に資する広報啓発活動により自転車の安全な利用を促進します。

ちばサイクルール 自転車に乗るときのルール

①車道の左側を走ろう

自転車は車の仲間です。一部の例外を除いて**車道の左側**に寄って通行します。右側通行は大変危険です。

【歩道を通行できる場合】

- ・道路標識や道路標示で指定された場合
- ・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- ・車道や交通の状況からみてやむを得ない場合

②歩いている人を優先しよう

歩道は歩いている人が優先です。歩道を通行するときは、車道寄りを通りましょう。周りの様子に気を配り、思いやりのある運転を心がけましょう。

歩いている人が前にいたら自転車から降りて押して歩き、通行の妨げにならないようにしましょう。

③ながら運転はやめよう

傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの**ながら運転は危険**です。法令で禁止されているのはもちろんのこと、思わぬ事故の原因になり、あなたや周囲の人が危険に巻き込まれます。

◆ 傘を差しながら

周りが見えにくくなるうえ、風にあおられてバランスを崩しやすくなります。

◆ スマホ・携帯電話を使いながら

周りの様子が目に入らなくなり、歩行者や車にぶつかる危険性が高くなります。

◆ イヤホン・ヘッドホンを使いながら

周りの音が聞こえない状態で自転車を運転すると、危険に気づくのが遅くなったり、音楽に気をとられて運転に集中できなくなったりする可能性が高くなります。

④交差点では安全確認しよう

自転車の**事故は、半分以上が交差点**で発生しています。交差点を渡るときは、信号や標識に従うのはもちろん、**徐行や一時停止**をして、周囲の安全を十分確かめましょう。

見通しの悪い交差点や狭い道路から広い道路に出る場合は、特に注意しましょう。

⑤夕方からライトをつけよう

自転車のライト（前照灯）は、前方を照らすだけでなく、**車などに自転車がいることを知らせるためのもの**でもあります。

自転車から車はよく見えますが、車の運転者から自転車が必ず見えているとは限りません。

特に、**夕暮れ時**は事故が起きやすくなるので**早めにライトを点灯**しましょう。

令和5年2月作成

毎月15日は「自転車安全の日」

千葉県・千葉県警察・千葉県交通安全対策推進委員会

出典：千葉県ホームページ

図 4-27 ちばサイクルール啓発チラシ

取組内容

- 自転車に乗るときの交通ルール・マナー周知活動



【まもる】 施策 1 自転車に関わる事故を減らすために**取組 3 道路利用者（歩行者・自転車・自動車等）の安全促進****概 要**

教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による通学路あるいは学区周辺における安全点検を実施します。



出典：柏市ホームページ

図 4-28 市内通学路点検の様子

取組内容

- 各種関連団体を連携した通学路安全点検

取組 4 地域と連携した交通安全指導の強化**概 要**

地域ぐるみのルール遵守運動を展開するために、様々なグループ・団体との交通安全指導の取組に関する連携の中で、交通安全指導を実施します。

取組内容

- 柏警察署、道路管理者、柏交通安全協会、千葉県柏地区安全運転管理者協議会、地域コミュニティ（町会）等との連携（活動援助、助言）



【まもる】 施策 2 自分自身をまもるために

取組 1 自転車ヘルメット着用の広報啓発

概 要

自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務になったことに伴い、自転車事故における死亡リスクの低減を図るため、すべての年齢層への自転車乗車用ヘルメット着用の普及・広報啓発を推進します。



柏市在住の
皆さんへ

予算がなくなり次第終了！！

つづいて
つづいて

自転車用ヘルメット

最大 2,000円

値引き購入できます

令和5年4月から自転車ヘルメットの
着用が努力義務になりました。

対象者	ヘルメット購入時及び補助金申請時に 市内在住で市税を滞納していない方
期間	8月1日から令和7年2月購入分まで ※予算がなくなり次第終了します
購入方法	店舗販売・販売協力店を利用すると値引価 格で購入できます 通信販売・市ホームページから補助申請を すると補助金が支給されます ※対象ヘルメットは裏面をご覧ください

問い合わせ先
柏市危機管理部防災安全課
TEL 04-7167-1115

柏市
Kashiwa City

出典：柏市ウェブサイト

図 4-29 自転車乗車用ヘルメット購入補助金（柏市）

取組内容

- 自転車事故における死亡リスクの低減を図るため、交通安全イベントや各種広報媒体における周知啓発や教育機関と連携し、すべての年齢層へ自転車乗車用ヘルメットの着用を促進
- 千葉県補助金を積極的に活用し、ヘルメット購入補助金を実施



-Column- 自転車安全利用五則 を守りましょう



自転車に乗る時に守るべき交通ルールのうち、特に重要なものを以下の5つにまとめた「自転車安全利用五則」が15年ぶりに改定されました。

※令和4(2022)年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定



- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



出典：内閣府ホームページ

交通ルールは歩行者・自転車・自動車など道路を利用する人すべてが、安全に道路を通行し交通事故を未然に防ぐためのものです。ルールを認知しているだけでなく、それらをきちんと遵守することが大切です。

-Column- ヘルメット着用の 努力義務化



改正道路交通法の施行により、令和5(2023)年4月1日から、すべての自転車利用者について、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

自転車に乗るときは、交通事故による被害軽減のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

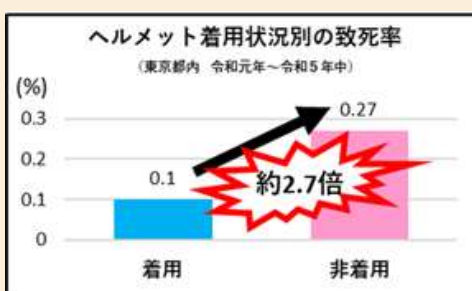
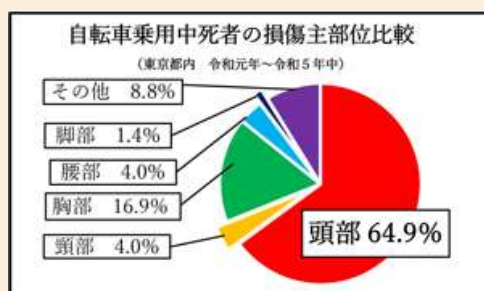
なお、幼児・児童を保護する責任のある方は、幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

～ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は約2.3倍～

自転車事故で亡くなられた方の約7割※が、頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、着用していた場合と比べると、約2.3倍も高くなっています。

正しくヘルメットを着用し、頭を保護することは、大切な命を守ることにつながります。

※令和元年から令和5年までの東京都内における自転車乗車中死者の損傷部位の割合



出典：警視庁ホームページ



まもる】 施策 3 万が一の事故に備えて

取組 1 自転車損害賠償保険等の加入促進のための広報啓発

概要

自転車損害賠償保険加入の必要性や必要な情報の提供を行うとともに、関係事業者と連携した広報啓発等により保険加入への働きかけを行う。



自転車保険啓発チラシ



事業者向け自転車保険啓発チラシ

出典：千葉県ホームページ

図 4-30 啓発チラシ（千葉県）

取組内容

- 警察、学校、自転車店、通勤先事業者等の関係機関と連携した情報発信
- 市 HP 等の広報媒体を通じた保険加入の情報周知
- 保育園等の施設入園時における保護者向けの周知



-Column- 自転車損害賠償 保険等



自転車事故を起こした場合、被害の大きさによっては数千万円の賠償金を支払う必要がある場合もあります。

令和4年7月1日から、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」改正により、千葉県内での自転車利用者等に自転車事故の賠償に備えた保険の加入が義務化されています。あなたと被害者を守るため、事故を起こしてしまったときに備えて自転車保険に入りましょう。

表 自転車での加害事故例

判決容認額※	事故の概要
9,330 万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官（25歳）と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡しました。 （高松高等裁判所、令和2（2020）年7月22日判決）
9,521 万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となりました。 （神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）
9,266 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残りました。 （東京地方裁判所、平成20（2008）年6月5日判決）

※ 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典：自転車事故と保険（一般社団法人 日本損害保険協会）より作成



表 4-5 まもるに関する施策の実施スケジュール

取組内容	前期	後期
施策 1 自転車に関わる事故を減らすために		
取組 1 様々な年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実		
1-1 ① 幼児、保護者、中学生、高齢者向け交通安全教室の実施	継続	
② 幼児などを対象とした交通安全教材の貸し出し	継続	
取組 2 交通安全の意識向上を図る広報啓発		
1-2 ① 自転車に乗るときの交通ルール・マナー周知活動	継続	
取組 3 道路利用者（歩行者・自転車・自動車等）の安全促進		
1-3 ① 各種関連団体を連携した通学路安全点検	継続	
取組 4 地域と連携した交通安全指導の強化		
1-4 ① 柏警察署、道路管理者、柏交通安全協会、千葉県柏地区安全運転管理者協議会、地域コミュニティ（町会）等との連携（活動援助、助言）	継続	
施策 2 自分自身をまもるために		
取組 1 自転車ヘルメット着用の広報啓発		
2-1 ① 自転車事故における死亡リスクの低減を図るため、交通安全イベントや各種広報媒体における周知啓発や教育機関と連携し、すべての年齢層へ自転車乗車用ヘルメットの着用を促進	継続	
② 千葉県の補助金を積極的に活用し、ヘルメット購入補助金を実施	継続	検討
施策 3 万が一の事故に備えて		
取組 1 自転車損害賠償保険等の加入促進のための広報啓発		
3-1 ① 警察、学校、自転車店、通勤先事業者等の関係機関と連携した情報発信	継続	
② 市 HP 等の広報媒体を通じた保険加入の情報周知	継続	
③ 保育園等の施設入園時における保護者向けの周知	新規	

